

(仮称) 千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例骨子案に対する意見と県の考え方

○意見提出者数 24人

○提出意見数 85件

※御意見につきましては、趣旨を損なわないよう配慮しつつ、要約させていただきました。

意見の概要	件数	県の考え方
<b>条例の趣旨等に対する御意見</b>		
条例制定の背景		
「再生土等の埋立て等の概要」の中で、「県内では、太陽光パネルの設置などを目的とした土地造成において、再生土等が利用されている実態がある」とあるが、実態が逆であり、「再生土等の処分場の上に、太陽光のパネルが作られている」と表現すべき。	1	「再生土等の埋立て等の概要」は、条例制定の背景として、これまでに県が行った実態調査の結果から把握された現況をまとめたものです。
条例の規制により、再生土の販売が難しくなると、リサイクルができずに、廃棄物を埋立て処分せざるを得なくなり、環境面で大きなマイナスになると危惧している。意見募集期間が1か月では短いし、条例のマイナス面について企業へのヒアリングをして判断した方がよいのではないか。	1	条例骨子案については、再生土の埋立て現場への立入調査や、中間処理業者からの実績報告、埋立事業者からの聞き取りなどの実態調査の結果を踏まえて、作成しました。 なお、意見募集期間については、ちばづくり県民コメント制度に基づき、平成30年2月20日から平成30年3月22日としております。
千葉県の工事では再生土の購入価格が高いとして使用していないが、なぜ地方部では再生土の埋め立てが増大しているのか、詳細の調査、分析を行い条例に反映する必要があると考える。	1	再生土の埋立て等を規制するに当たっては、再生土の埋立て現場への立入調査や、中間処理業者からの実績報告、埋立事業者からの聞き取りなどの実態調査を行い、その結果を基に検討しました。
千葉県下では過疎化が進み、各市町村では地域をどのように活性化していくかを真剣に検討している。そのような中、地域の活性化を阻害するような条例は作るべきではない。	1	本条例の目的として、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することとしており、地域の活性化を阻害するものではないと考えます。
<b>条例骨子案に対する御意見</b>		
1 目的		
2 規制対象		
(1) 再生土等		
本条例骨子案では、「再生土等」とは、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生したものをいうとされているが、「等」の意味を明らかにするなど、明確な定義を定めるべきである。	2	本条例案において、再生土を「廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性にもに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するもの」とし、「等」の表現は用いずに定義を定めることとしました。
規制対象に関するその他の御意見		

意見の概要	件数	県の考え方
<p>埋立行為だけでなく、再生土の発生源から中間処理・加工、貯蔵・保管、運搬に至る全工程にわたる行為を対象にすべきである。</p> <p>中間処理業者が最終責任を負うべきである。</p> <p>再生土の埋立てや運搬の業の許可が必要である。</p>	3	<p>再生土の埋立て等の実態を踏まえると、埋立現場において崩落等の災害の発生や、アルカリ・塩化物による周辺環境への悪影響の事例が発生していることから、本条例案では埋立て等の行為を規制対象としました。</p> <p>なお、再生土が埋立て資材として譲渡されるまでは廃棄物であり、廃棄物処理法が適用されます。</p>
3 規制の内容		
(1) ①崩落等を防止するための基準の遵守義務		
<p>崩落等を防止するための基準については、従前の崩落事象の実態やメカニズムを把握した上で基準を設定しているのか。実態を明らかにするべきではないか。</p> <p>勾配等の施工方法の基準のみならず、コーン指数等の品質基準を明確にすべきである。</p> <p>再生土に未経験な工事責任者や、土工工事の資格を有さない業者が行えば、崩落等は必然的に起こる。これらを防止するために、「施工業者は建設業（とび・土工）の許可を有していること」、「現場責任者は土木施工管理士（1級又は2級）を有し、現場に常駐すること」として、有資格者が施工管理する体制にするべきである。</p>	3	<p>本条例案において、再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じることを義務付けることとし、その詳細については、規則で定めることとしました。</p> <p>なお、具体的な基準については、社団法人日本道路協会の「道路土工指針」などの一般的な土木工学上の知見を参考に、再生土の特性も踏まえ、検討しています。</p> <p>また、建設業者を規制している建設業法では、工事を施工するにあたり、必ずしも許可を必要としていないことや、技術者の常駐まで義務付けているものではないことから、有資格者が施工管理する体制を条例で規定することは難しいと考えており、採用しないこととしました。</p> <p>しかしながら、本条例の運用にあたっては、建設業を所管する関係部局と連携し、適切な施工が確保されるよう事業者を指導してまいります。</p>
(1) ②アルカリや塩化物による環境影響を防止するための基準の遵守義務		
<p>副産物として発生する石炭灰を千葉県内の処分業者で処理し、再生土としてリサイクルしているが、本条例が施行されると、pHの規制をかけられ、処理が難しくなるのではないかと心配している。副産物として発生する産業廃棄物を今後とも安定的にリサイクル用途での処理を希望しているので、本条例の施行及び詳細内容は十分配慮してほしい。</p>	1	<p>県としては、廃棄物のリサイクルを促進する必要があると考えていますが、再生土の埋立て区域から流出する水素イオン濃度の高い水により周辺の生活環境への悪影響が生じることとも考えられるため、本条例案においては、環境影響の防止の観点から、必要最低限の措置を義務付けることとしました。</p>
<p>太陽光パネル設置個所では草が生えにくいよう高アルカリのものが適正であるようにも感じるため、pHを一律で規制するよりも、再生土の利用箇所に焦点を当てた方がより良いものになるのではないか。</p>	1	<p>再生土は様々な土地利用の目的で利用されている実態があることから、本条例案において、利用箇所に関わらず、埋立て区域から流出する水について、水素イオン濃度の基準を定め、これに適合するよう環境影響の防止に係る措置を講じることを義務付けることとしました。</p>
<p>条例で定める基準には、有害物質や悪臭物質が含まれるのか明確にすべきである。</p>	1	<p>埋立てられた再生土が土壌環境基準を超えるなど埋立て資材としての品質を有していない場合は依然として廃棄物であり、廃棄物処理法に基づき対応することとなります。したがって、本条例案では、有害物質に係る安全基準は規定しておりません。</p> <p>再生土には高い水素イオン濃度や塩化物イオン濃度を示すものがあり、埋立て区域から流出する水により周辺の環境に悪影響を与えた事例があることから、生活環境の保全に資するため、本条例案においては、埋立て区域から流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度のみを規制対象としております。</p>

意見の概要	件数	県の考え方
再生土の埋立てについての塩化物対策について、詳細を明らかにすべきである。	1	本条例案において、地域の生活環境の保全上の支障が生ずることがないように措置を講じることを義務付けることとし、その詳細については、規則で定めることとしました。 なお、具体的な基準については、水稲への影響など既往の科学的知見を踏まえ、検討しています。
周辺環境への影響は、地下浸透による地質汚染も視野に入れるべきであり、地下水のモニタリングも義務付けるべきである。	1	埋立てに使用された再生土から流出する水素イオン濃度や塩化物イオン濃度の高い水による周辺環境への影響については、直接隣地に流出する表流水によるものが確認されたため、本条例案においては、埋立て区域から流出する水として表流水のみを規制の対象としました。 したがって、地下水のモニタリングも義務付ける規定はしていません。
基準の遵守に関するその他の御意見		
搬入された再生土が基準内であることを、どのような方法で確認するのか。事業者の自主的な検査値提出では、信用性はないと考える。	1	本条例案において、環境影響の防止措置の状況を確認するため、埋立て区域から流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度について、事業者に対して、定期的な水質検査と報告を義務付けるとともに、県が必要に応じ立入検査が行えることとしました。
骨子案では、環境影響を防止するための基準としてアルカリ溶出水と塩化物の流出を挙げているが、これは埋立等の施工及び管理の基準とすべきであり、再生土の品質基準とすべきではない。	1	本条例案において、水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度について、再生土の品質基準として定めるのではなく、埋立て区域から流出する水について、環境影響防止に係る措置を義務付けることとしました。
<p>土壌環境基準を超過する再生土が使用されることが問題である。土壌環境基準やサンプリング方法を定め、品質基準を明確にすべきである。</p> <p>また、千葉県残土条例に定められている土砂等の安全基準や、土壌汚染対策法に定められている有害物質の基準の相当する安全基準を設けるべきではないか</p>	4	<p>土壌環境基準を超えるなど埋立て資材としての品質を有していない再生土は廃棄物であり、廃棄物処理法に基づき対応することとなります。</p> <p>したがって、本条例案では、土壌環境基準やサンプリング方法、品質基準を規定することはしていません。</p>
悪臭等の生活環境に関する基準の設定が必要である。	1	本条例案においては、再生土には高い水素イオン濃度や塩化物イオン濃度を示すものがあり、埋立て区域から流出する水により周辺の環境に悪影響を与えた事例があることから、生活環境の保全に資するため、埋立て区域から流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度のみを規制対象としました。
安全面や地下水汚染が心配なので、行政の指導をお願いしたい。	1	<p>本条例案では、再生土の埋立て等を行う者に対して、崩落等の防止措置、アルカリ・塩化物による環境影響への防止措置を講じることを義務づけています。</p> <p>さらに、立入検査や報告徴収、命令などの行政処分や、罰則等を規定することで実効性を確保しており、これらの規定を適用します。</p>
	3	

意見の概要	件数	県の考え方
(2) ①計画書等の届出		
届出制としたのは、なぜか。条例骨子案では、再生土等の埋立て等を「届出」としているが、「禁止」又は「許可制」とするべきである。	11	<p>再生土は、一般的に埋立資材として有効利用されており、リサイクルを促進する観点からも、条例により、一律にその使用を禁止することは適当でないと考え、本条例案では届出制としました。</p> <p>届出制ではあっても、崩落等の防止措置や環境影響の防止措置を義務付け、その措置内容をあらかじめ届出させることを義務付けています。さらに、立入検査や報告徴収、命令などの行政処分や、罰則等を規定することで実効性を確保しており、これらの規定を適用することにより、県民の生活の安全と地域の生活環境の保全が図られると考えています。</p>
計画の届出においては再生土の製造施設（污泥処理施設等）を明確にするべきである。	1	<p>本条例案において、再生土を「廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性にものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するもの」と定め、埋立てに使用される再生土が当該処理により製造されたものであることを確認するため、製造元（再生土の製造施設等）を明らかにすることは必要と考えています。</p> <p>このため、規則で定める計画書に添付させる書類について、再生土の購入先及び製造元に関するものとすることを検討しています。</p>
公的機関などによる土壌環境基準の分析結果や土壌強度試験の結果を提出させるべきである。	2	<p>本条例案において、計画書に添付させる書類は規則で定めることとし、規則では、再生土の性状を示す書類を添付させることを検討しています。</p> <p>なお、再生土の性状を示すものとして、公的機関又は一定の資格をもった機関による土壌環境基準の分析結果や土壌強度試験の結果を提出させることも検討していきます。</p>
不適正事案を未然に防止するという観点から、書類の届出のみで再生土の埋立てができるのではなく、埋立ての開始前に県が厳しく確認することが必要ではないか。	3	<p>本条例案において、埋立ての開始前に計画書等の届出を義務付けることとしました。</p> <p>県としては、事前に埋立の内容を厳しく確認することで、埋立ての開始前において、事業者に対して必要な指導を行うなどにより適切に対応していきます。</p>
書面申請のみで許可・受理するのではなく、埋立地周辺の住民との意見交換、定期的なサンプル提出、抜き打ち検査等が必要ではないか。	1	<p>本条例案において、埋立てを行う者に定期検査を義務付けるほか、必要に応じ、事前の通告がなくとも県は立入検査ができる規定としました。</p> <p>また、住民の理解を得ることは重要であり、埋立てを行う者に対しては指導指針などにより住民説明を行うよう指導することを検討していきます。</p>

意見の概要	件数	県の考え方
届出制は、埋立事業者の自主的な判断、実行に期待することになるので、遵守義務を課して罰則、措置命令を付しても、行政指導の範囲を超えることはできないのではないかと。	1	条例案において、崩落等の防止措置及び環境影響の防止措置の実施並びに届出の義務を課し、措置命令や罰則などを規定しており、行政指導以上の強制力のある対応が図れる規定としました。
有効な製品であり、有価物であることを発生元が証明できないものは産廃として扱うべき。	1	廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、廃棄物と認められる場合は、廃棄物処理法により対応します。
(2) ③近隣住民等への情報提供		
計画書の概要を記載した標識の掲示は、きちんとした形式のものにする必要がある。	1	本条例案においては、標識の掲示位置や記載事項を規定しており、形式等の詳細については施行規則で定めることとしました。
地権者や周辺住民等に対して、情報公開するべきではないかと。	2	本条例案においては、標識を掲示することや、届出書等の関係書類を近隣住民等の縦覧に供することを義務付けました。
(3) ①監督処分		
「速やかに」勧告や措置命令等を行うこととするべき。	1	本条例案においては、崩落等の災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合は、必要な措置を命じることができることとするなど、迅速な対応がとれる規定としました。
違反行為があった場合、即刻工事中止、再生土の撤去、原状回復を命じるべきではないかと。	3	本条例案においては、崩落等の防止措置や環境影響の防止措置の規定に違反したときは、再生土の埋立て等を行う者に対し、停止、撤去、措置を命じることができることとしました。御意見の「原状回復」は「撤去、措置」に含まれます。
規制内容を義務付けるとしているが、実効性の確保があまりにも弱すぎる。規定の甘い運用や不十分な規制という問題点のない、真に実効性のある条例の制定を目指すべきである。	1	条例案において、立入検査や報告徴収、命令といった規定を設けており、これに従わない場合は罰則を規定していることなどにより、実効性を確保できていると考えています。
届出された埋立ての計画に対する計画変更命令が設けられていないが、不適正事案の未然防止の観点から必要ではないかと。	1	本条例案において、崩落等の防止措置や環境影響の防止措置を義務付け、その措置内容をあらかじめ届出させることを義務付けており、届出時から、これらの義務が順守されるよう指導していきます。義務に違反した埋立てがなされた場合は、命令を行うことができることとしました。
(3) ②立入検査等		

意見の概要	件数	県の考え方
製造施設への立入検査も明記すべきである。	2	本条例案では、再生土の埋立て等について、崩落等の防止や環境影響の防止を図るため、埋立て区域や埋立を行った者の事務所、施設に立入検査ができる規定としました。 なお、製造施設において、再生土と称した廃棄物の不適正処理が疑われる場合には、廃棄物処理法に基づき、立入検査を行うこととなります。
「必要に応じて」を「地元自治体や住民から連絡のあった場合、直ちに」に変更すべき。	1	本条例案においては、条例の施行に必要な限度において立入検査できることとしました。 なお、届出と異なる埋立てや不適正な埋立てが行われているおそれがある場合には、迅速に立入検査を行ってまいります。
再生土の土質検査を抜き打ちで実行すべき。	1	本条例案においては、立入検査に事前通告等の要件を定めず、抜き打ちの立入調査もできることとしました。
(3) ③罰則		
罰則については、発生元と中間処理業者に二分の一づつの責任を課すべき。	1	本条例案においては、再生土の埋立て等について規制を行うものであることから、埋立てを行う者に罰則を規定することとしました。 なお、再生土と称して、廃棄物の不適正処理がなされた場合には、廃棄物処理法が適用され、発生元や中間処理業者も処罰される場合があります。
4 市町村との関係		
既にいくつかの市町村において、再生土等による埋立て等そのものを実質禁止する条例を制定している。再生土の埋立てに対する県民の忌避意識からみても、同様の条例を制定する市町村が今後も増加することは容易に予測できる。このように再生土の埋立てそのものを禁止する市町村条例の制定が増えてくれば、実質的に本条例の意義はなくなるのではないのか。	1	県内全体で再生土の埋立て等について、一定の水準を確保する必要があるとの考えに基づき、県が条例を制定することとしたものです。 また、市町村からも、再生土の埋立て等を規制する県条例を制定するよう要望がありました。
適用を除外することが「できる」ではなくて、申請があれば除外「する」とすべき。	1	市町村からの意見を踏まえ、地域の実情に応じて独自に再生土の埋立て等に対する施策を講じる（又は講じようとする）市町村から本条例の適用除外を求める申出があったときは、そのような判断は尊重されるべきと考え、当該市町村に対して本条例を適用しない規定としました。
地域の都合を考慮した条例作りが必要であり、そのことを各市町村に委ねることではなく、千葉県として対応していくことが重要である。	1	県として対応することが重要と考え、本条例案においては、県内の状況を踏まえ、再生土の埋立て等の適正化を図るため、必要な事項をまとめました。
各市町村の考え方を尊重し、条例制定すべき。	1	市町村に対して条例骨子素案を示して意見を照会しており、その結果も踏まえ、本条例案では、地域の実情に応じて独自に再生土の埋立て等に対する施策を講じる（又は講じようとする）市町村から本条例の適用除外を求める申出ができる規定としました。
その他		

意見の概要	件数	県の考え方
住民説明や住民同意の規定が必要ではないか。	6	再生土の埋立て等は、開発行為（都市計画法）や林地開発行為（森林法）、農地転用（農地法）を伴うものが多いところ、それらの法律において住民説明や住民同意が義務付けられていません。そのため、住民同意等を本条例で義務付けることは適当でないと考えています。 しかしながら、住民の理解を得ることは重要であり、埋立てを行う者に対しては、指導指針などにより住民に説明を行うよう指導することを検討していきます。
発生元が多様な産業廃棄物が混合され中間処理されたものは、あらゆる化学物質（環境基準規制物質や環境ホルモン等）が含まれ、混合（中間処理）により性状変化が生じやすいので、環境負荷を与えやすいと考える。そのため、受入の対象となる廃棄物の範囲についての制限、分析頻度を増やすなどの品質管理の強化、中間処理直後の品質を担保する公的機関の認証制度、利用先に対する品質証明書の提示などの対策が必要である。	2	再生土が土壌環境基準を超えるなど埋立て資材としての品質を有していない場合は、依然として廃棄物であり、廃棄物処理法に基づき対応することとなります。 したがって、本条例案では、その品質や品質管理までは規定していません。
廃棄物指導課、地域振興事務所の体制を強化するべき。	1	本条例を適切に運用できるよう、体制を整えてまいります。
再生土の規制を行うのであれば、千葉県知事において率先して、再生土の埋立て現場を調査・見聞し周辺住民の声を直接聴取するよう求める。	1	本条例の検討にあたっては、再生土の埋立て等の実態を十分に調査するとともに、ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）により広く県民から意見をいただきました。
環境影響評価（環境アセスメント）を実施するべき。	2	現時点では必要ないものと考えています。
立地規制が必要である。	3	本条例案では、崩落等の防止や環境への影響の防止について、必要な措置を講ずることを義務付けており、これが遵守されることで、再生土の埋立て等が行われる場所に関わらず、本条例が目的とする県民生活の安全と地域の生活環境の保全が図られることから、立地規制までは必要ないと考えております。
産業廃棄物と同程度に埋立中の維持管理、水質や土壌の汚染調査、報告、マニフェスト制度、定期検査などの規定が必要である。	4	再生土は一般的に建設資材として有効利用されており、廃棄物ではないことから、廃棄物処理法と同程度の規制はしていません。 しかしながら、再生土の崩落等や埋立て区域から流出する水による環境影響の問題があることから、これらを防止するための措置や、定期検査、定期報告、関係書類の縦覧、標識の掲示等を義務付け、報告徴収、立入検査、措置命令等、罰則を規定し、再生土の埋立ての適正化を確保することとしました。
違反行為があった場合、行政が事後処理を税金で執行する事態を回避するため、積立金制度を設けるべき。	1	再生土の埋立て等は、開発行為（都市計画法）や林地開発行為（森林法）、農地転用（農地法）を伴うものが多いところ、それらの法律においては積立金制度が設けられていません。そのため、本条例でもこうした制度を設けることは適当でないと考え、規定していません。
県が指定したきちんとした場所に埋立てられるよう、義務付けることができないか。	1	再生土は埋立資材として土地利用の目的に応じて場所を限定せず利用できるものであり、県が埋立場所を指定することは、適当でないと考えています。

意見の概要	件数	県の考え方
環境への汚染等の影響範囲について、科学的な予測及びシミュレーション（大気拡散シミュレーション等）を事業者を実施させることを条例に規定すべきである。	1	現時点では必要ないものと考えています。

85